

住民の命を最優先で守る治水への転換

元淀川水系流域委員会委員長 宮本 博司

宮本でございます。本日はお招きいただきましてありがとうございます。

水を統合的に管理しなくてはならないという議論はずっと以前から、河川局内部でも行われていました。しかし、現実には進んでいません。いたい、なぜいつまでもばらばらの法律のもとで水管理が行われてきたのか。私なりに思っているのは、中央省庁が水を統合的に管理するのだという思いがずっとありながら、霞ヶ関は各省庁ばらばらですから、できるわけがなかったのです。今回、水循環基本法制定への動きがここまで進んできて、何がポイントかというところ、管理を地方主権に移そうとしているということ。このことで、現実味が出てきているのではないかと思います。

私は三年と少し前に国土交通省を辞めまして、京都に戻っています。はじめに、京都で今何をしているかを少しお話してから、河川の話をしていきたいと思います。私の家業は、樽徳商店といいまして、高瀬川のほとりにあります。酒樽を江戸時代から作っています。酒樽の材料は吉野杉です。高瀬舟で運ばれてきた吉野杉で、樽を作って京都や伏見の造り酒屋さんに売っていたというのがもともとの家業です。そして、高度成長期であった四〇年ぐらい前、親父の代から、もう樽など作っている時代ではないということで、ドラム缶やポリ容器を扱う代理店をやってきました。しかしこれらの容器は、石油のかたまりで、私の職業ではありますが、このようなものがこれから長続きするわけないと思っています。二年ほど前に吉野から杉の木を一本買ってきまして、京都で二軒しかないという桶屋さんに弟子入りし、一週間ほど前に一つ目の桶を完成させたところで、実は感動しています。鉋を研がなければいけない、しかしそんなことやったことがない。しかも鉋自体が湾曲

しているので、湾曲した砥石を作らなければいけない。砥石作りからしなければいけないのです。しかし、不器用な私でもやったらできるのだということが分かり、これからも上達させていきたいと思っています。

河川法の変遷と住民との関係

ここから、川の話をしたいと思います。かつて、民間のシンクタンクが中央省庁の信頼度調査というのをやっていました。官官接待の問題が起きていたときには大蔵省の、HIV訴訟のときには厚生省の信頼度が低かったということがありますが、建設省の評価は大きなスキャンダルがないのに、常に安定して低いのです。当時から、国民から胡散臭いと思われるのですね。私も河川行政に對する不信任は強く感じていました。明治二九年に洪水対策が目的で河川法ができ、国が直轄で河川工事をできるようにになりました。昭和三九年、東京オリンピックの年に、水資源開発を円滑にやろうということ、河川法の大改正が行われまし

た。戦後の大災害からもわかるように、当時は洪水対策がたいへんでしたから何とかしなければいけない、あるいは水が足りないから何とかダムを作って水資源開発をしてほしいという、単純な目標があつて、国民的なコンセンサスもあつたと思っています。単純でわかりやすい目標があつたときには、国民は、建設省に任せます、建設省の役人は任せてくださいという関係も成り立つていたと思います。ところが、だんだん社会資本整備が進んできて経済的にも豊かになつてくると、単に洪水対策だからといって、川の中にコンクリートを張りまくるといふのはおかしいのではないか、川の中の生き物はどうなっているのか、生態系のことを考えないのか、ダムをどんどん作っていくことがいいのか、こんな疑問が出てきたわけです。生態系、景観、コミュニティなどを求める多様な価値観が出てきたわけです。こうした価値観のもとでは、単純な目標を立てるのではなくて、国民は川や湖に對するさまざまな思いを反映したいと考えるようになります。建設省、国交省に對して

もあんな勝ち手にするな、われわれの意見も聞いてくれという思いが広がってきたと思います。ところが行政の人間は、それまでと同じように、洪水対策がだいじ、水資源開発がだいじ、われわれは任されているのだという慣性力で突き進んでいこうとした。こうした国民の意識と行政の意識のギャップが、河川行政に対する構造的な不信感だったと考えています。その構造的な不信感のなかで、火がついたのが、長良川河口堰の大反対運動だったと思います。その後にも川辺川ダムなどの反対運動が起きているのは、構造的に変わっていないためだと思っています。

こういうことがあって、河川局も一九九七年、河川法を改正しました。それまでの洪水対策と水資源開発に加えて、河川環境の保全と整備を目的に入れました。もうひとつだいじなのは、「任せてください」から「勝手にしません」へ転換すること、国交省は、原案を出しますが、それを自治体の方、学識経験者の方から意見を聞き、住民の意見を計画に反映するという仕組みを河川法のな

かに組み込んだわけです。私は「勝手にしません」を法律に位置付けたものとずっと信じてきました。二〇〇一年に淀川工事事務所に行きまして、淀川水系流域委員会を立ち上げました。このなかで考えたことは、いかに河川行政への不信感を払拭するかです。また、御用学者を集めたお墨付き委員会にはしないということです。私自身がポイントだと思っていることは、はじめに原案役所が出すということをしなかったということです。

長良川河口堰の現場を見ることなく

私が以前に河川局にいたときに長良川河口堰反対運動が起きました。そこで、政治家、新聞記者、文化人など、いろいろな人にレクチャーをしに行くことになりました。私も、百何十回の説明をしてきたと思います。その後、名古屋の現場に赴任してすぐに、河口堰の近くで会議があったのですが、実は河口堰を見たのはそのときが初めてということに気が付き、ショックを受けました。河口堰の現場を見ず、長良川自体もそんなに知らなく

て、その三年前には、流暢に長良川河口堰の必要性だとか、鮎や水質に対する影響だとかを説明して、私ほどの河口堰を知っている者はいないぐらいに思っていたわけです。一方で、反対集会に参加する女性の方が、上流の橋から河口堰を見て、タクシーの運転手に「あれ何ですか」と聞いたそうです。立場は違っていますが、私と同じなのです。どちらも現場を実感しないで、推進だ、あるいは反対だといっているわけです。ぜんぜん現場のこととがわかっていないもの同士が言い合っていて、まるつきり空中戦です。そして、お互いにもすごいエネルギーを使っているわけです。私は、淀川ではこういう状態にだけはしたくないと思っていました。

出発点の違う者が議論するために

数学者である藤原正彦さんの「国家の品格」にこのようなことが書かれています。AならB、BならC、CならDだという三段論法では、B、C、Dはそれぞれ前のものによって導かれる。しかし、

Aだけは
何からも
導かれな
い、数学
の世界で
は公理と
呼ばれる
ものです。
しかし現
実の世界
では公理
は存在し
ない。A
を選ばせ

るのは、論理以前の問題であって、その人がどんなふうに着、誰と会い、誰を好きになったか、そんなことがすべて合わさって、その人の出発点を決めていると書いてあります。私の出発点は、自分の体験、知識、立場から決めたAというものから出発してB、Cと考えてDという結論に達し

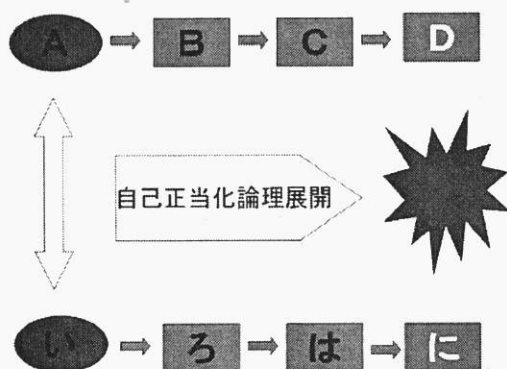
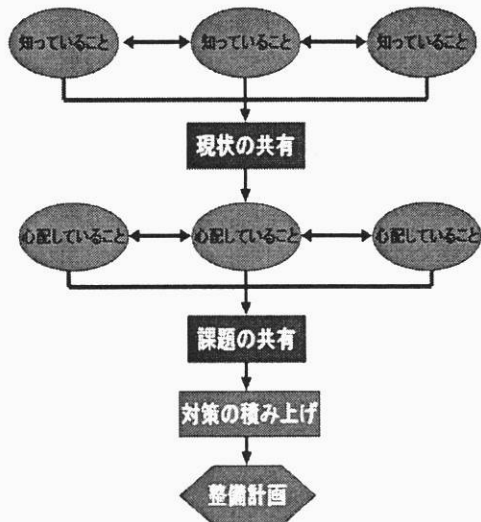


図-1

ました。一方で、ある人は「い」ということから出発して、「ろ」、「は」ときて、「に」という結論に達します。Aと「い」がまるつきり違っていて、それぞれが自己正当化の論理を展開して、それぞれの結論を導いているような状態で、議論がかみ合うわけがありません(図・1)。Aと「い」のところでできるだけすり合わせる努力をしなければ、推進と反対でエネルギーを使うだけになってしまいます。

ですから、役所が、これがいいと思いますという案を出したら、必ず、賛成か反対かになつてしまうので、淀川では、それをやめようとなりました。役人が知っていること、住民が知っていること、学者が知っていること、みな違うので、それらができるだけ出し合つて、しかも現地で共有しようということをやりました。知つていることが違うので、心配していることも違うわけですから、課題を共有しようと思いました。共有できたら、その課題に対してどうするかという対策を積み上げて計画をしようというやり方をしました。

五〇名以上いる委員もはじめは、「ダム何が悪いのか、ダム作らないとあかんやないか」という人もいました。しかし、現地で、生き物の先生の話を聞いて、「川の環境考えたら作らないほうがいいな」という意見も出てくる。一方で、ダム絶対反対という強硬な人もいました。その方が、ダム水没地域へ行つて、その人たちから「われわれは苦渋の選択をしたのだ。今さら中止なんて言われたら困る」というお気持ちを聞いたら、「簡単には中止と言えない」というように変わってきました。絶対、これが正しいのだと思つていような人たちが集まつても絶対にまとまりません。自分の思いはこうだが、あの人の思いも聞こう、そして自分の思いも少し変えてみようという積重ね無しには、多くの人が集まつてひとつの計画なんてできるわけがないと思います(図・2)。淀川では、このプロセスがはじめのころあつて変化が見られていました。



図－２

自然現象を想定できるのか

洪水対策の話をしたと思います。異常気象、異常気象とマスコミをはじめよく言いますが、こんな言葉はおかしいと思っています。異常の反対、つまり通常の自然現象って何ですか。地震にしても大雨にしても、通常の自然現象などあり得ません。自然現象はもともと異常なのです。ただかた一〇〇年ぐらいのデータで、異常などといった

ることが、自然に対して傲慢な態度と言わざるをえません。二〇〇〇年に名古屋で東海豪雨がありました。明治から一〇〇年ぐらいの記録では、それまで日雨量の最大でも二〇〇ミリメートル少しでした。それが、東海豪雨の時には四二八ミリメートルとそれまでの最大の倍ぐらい降りました。これは、異常気象でしょうか。自然現象は、もつと遡ってずっとあるわけで、これぐらいの雨はいくらでも降っているはず。一〇〇年間のデータだけ見て、異常だといっていること自体が、人間の傲慢さだと思っています。「自然現象は、想定した頃に、想定した場所で、想定した範囲内で起こる」と考えるのか、「自然現象は、いつ、どこで、どのような規模で起こるかわからない」と考えるのか。おそらく皆さんの考えは、後者ではないかと思っています。ところが日本の防災計画、地震、洪水、土砂、高潮の計画は、全部、前者で計画を作っています。

例えば、河川計画の場合、まず、淀川、利根川だったら二〇〇年に一回、小さい川だったら五〇

年に一回といった計画規模、つまり目標の雨を想定するのです。こんなものを想定したって、五〇〇年に一回の雨だつて降るのです。しかし、治水計画は、自然現象を想定するところから立てられていきます。私はここが違ふと思つています。私は、治水の目的は、「いつ、どのような規模で起こるかわからない洪水に対して住民の生命を守る」ことだと思つています。結果的に、住民の財産や生活も守れます。今の治水計画は、目標規模の洪水をダムで貯めたうえで、河道内に押し込むという計画です。この計画と、今申し上げた目的は一致していません。治水の大きな問題、ダムの議論の焦点もここにあるのです。住民の命が失われるケースで、最も多いのは堤防の決壊です。いくら、浸水しても多くの人が死ぬことはありません。二〇〇四年、兵庫県の出石川で五メートルの堤防が決壊しました。この決壊で民家が三〇〇メートルも飛びました。五メートルの堤防決壊でもこれだけのエネルギーが発散されます。翌年、ハリケーン・カトリナで、ニューオリンズが大被害を受け

ます。この街は、ミシシッピ川の堤防とポンチャートレーン湖の堤防の七、八メートル低いところにあつて、堤防が決壊したため、一瞬にして千人以上の人が亡くなりました。

秀吉の宇治川付け替えと不自然な堤防

話は安土桃山時代に飛びますが、もともと、宇治川は巨椋池に入ったあと、淀川へ流れていたのですが、秀吉が伏見桃山城築城の際、外堀という意味と水運のために、槇島堤を作つて木津川の流路を山手のほうに寄せたのです。そして、伏見と奈良を最短で結ぶため、巨椋池の中に太閤堤というものを作り、道路を通しました。現在そこに近鉄京都線が走っています。横断図を作つたら図3のようになっています。本来一番低いところに宇治川の本流が流れ込んでいたのですが、秀吉は山手のほうに宇治川を付け替えました。このことによつて、この宇治川の槇島堤は四〇〇年間の間に何度も切れています。一番最近では昭和二八年です。秀吉は死ぬときのこういう辞世の歌を残し

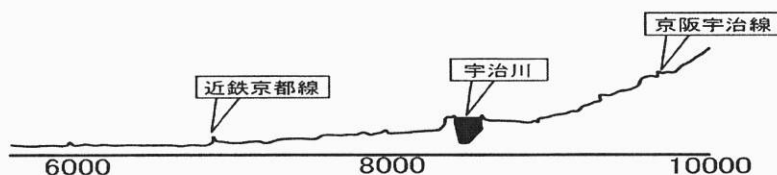


図-3 宇治川・巨椋池断面図

ています。いろいろやっ
たけれど、自分の人生も
露のように消えて行くな
と思つたのでしょうか。

露とおき

露と消えにし

我が身かな

難波のことは

夢のまた夢

私は、死んで秀吉に会
つたら、「あんたのおかげ
で、四〇〇年間あそこの
地域は非常に不自然で、
危険になった」と言いた
いと思います。秀吉はき
つと、「宮本さん、わしも
反省しとる。だけど、そ
の後、あんたら、もっと
危険なこと、もっと不自
然なことをやってきたや

ないか」というふうに彼に言われるかもしれない、
そうになったら二の句がつけないのではないかと思
っています。

大阪の現状を見ると、図・4のように、淀川の
堤防の下一〇メートル、大和川の堤防の下二〇メ
ートルに大阪の街があるわけです。ニューオリン
ズは堤防の七、八メートル下にあつて、あの被害
だったのです。淀川、大和川の堤防が切れたらど
うなるのか、ましてや地下街まで作っているので
す。

昔、巨椋池のあったところに私が立つたら図・
5のような感じですよ。この木津川の堤防が何でで
ているかといったら、砂です。昔、河床の土を掘
って盛つたものだから、砂堤防です。これ危ない
じゃないですか。これに対処せずして、いったい
何が治水だと思つています。高さが一〇メー
トル以上の土饅頭、砂饅頭で堤防を作つて、その
中に洪水を押し込めるだけ押し込んで、周りに街
を作っているわけです。この状態が自然で、怖く
ないと思つたら何もする必要ありません。本当に

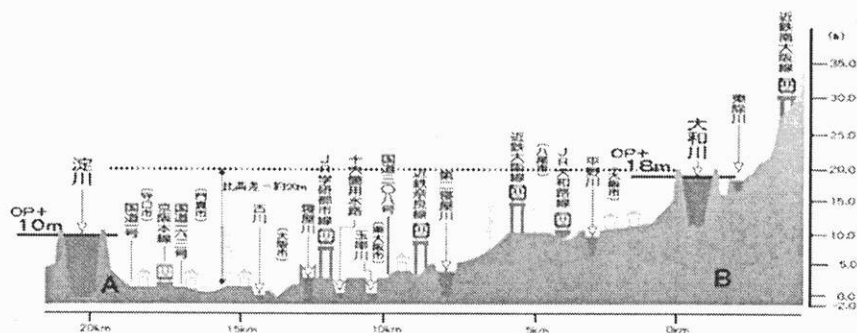


図-4 大阪市内断面図

洪水を川の中に押し込められたら、ハッピーですが、もし押し込められなかったら、壊滅的被害になってしまいます。

「防ぐ」より「凌ぐ」

今度は、桂離宮の話をしてしよう。桂離宮が桂川のほとりにできたのは一六〇〇年代の初めです。桂川はしょっちゅう氾濫していて、周りは湿地帯でした。桂離宮はひじょうに繊細なお庭と華奢な建物からなっていますが、四〇〇年間、どうして

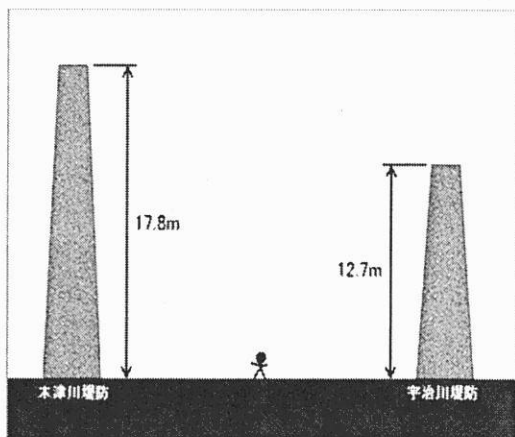


図-5

もちこたえられてきたのでしょうか。一つには、桂離宮の書院は高床式になっていて、氾濫水が入ってきても座敷までは上げないという構造になっています。もうひとつは、桂離宮は桂川側に笹垣という生垣があり、笹が編んであります。洪水の後、何が一番困るかと思ったら、土砂とごみです。笹垣は、土砂とごみをフィルターにかけているわけです。水が入ってくることは仕方ない。きれいな水だったら後始末もたいしたことないというわけです。桂離宮は、桂川の氾濫を前提にして、いかにダメージを小さくするかという設計がされている。だから四〇〇年間生き延びてきたのです。これが、洪水を一滴も入れないような剛構造でやってきたとしたら、桂離宮はとうの昔に吹っ飛んでいます。

「防ぐ」防ごうと思っても防ぎきれないのです。私が役所を辞めたとき、防災課長だったのですが、この防災という言葉が嫌いで仕方がなくて、減災にしたいと思っていたのですが、私一人が言うても無理な話でした。防ぐよりも「凌ぐ」というこ

とがだいじだと思います。自然現象というのは異常なのです。人間の力をはるかに超えているのです。それをいかに凌ぐかということを考えるべきだと思っています。

今、図・6のような状態になっていますね。この堤防が一気に壊れることが非常にまずいので、少なくとも堤防の強化をすることがまず一点だと考えています。もう一つ、根本的な話として、今の考え方は、洪水はできるだけ早く川に流すというものですが、この考え方というものは明治以来なのです。それまでの治水の考え方は、千年以上にわたって洪水エネルギーを分散させることだったのです。分散させ

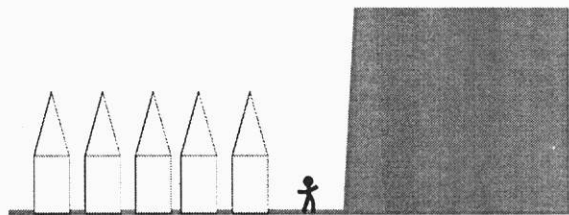


図-6

るから、少々想定外の洪水が発生しても被害はたいしたことはない。しかし、明治以来の洪水は川のなかに押し込める考え方では、エネルギーは集中されます。この考え方は、間違えたのだと思っています。降った雨をできるだけ早く集めるのではなしに、流域で水をためようというのが基本的な考え方だと思っています。

昔の川は、堤防が低いところとか、霞堤と言ってわざと堤防をつないでいないところがあります。上流からのエネルギーを分散させることで、下流に集中させず、全体として安定的で、したたかな洪水対策になっていたのです。

九州の城原川では、堤防が低い部分があつて、水位が上がるとそこから田んぼに水が溢れるようになっていきます。野越しと言います。二〇〇九年の七月に大きな雨が降つて、これが機能を發揮しました。このおかげで、城原川の下流の堤防がころうじて決壊をまぬがれました。水が入った田んぼでもコメは稔りました。これは、幸いだったかもしれないませんが、稔らないときは保証をすればいいのです。

別には毎年、田んぼに水を入れようとしているわけではなく、五〇年に一回ぐらい入つてもいいじゃないかということなのです。それから、溢れさせる地域の土地利用を考えればいいのです。まちづくりの仕方、家の建て方も考えなければなりません。固定資産税を安くするとか、振興策を行うという手もあるかもしれませんが、流域全体で洪水を受け持とうというのが、流域治水の考え方です。

河川局では、ずっと前からこの議論をやってきましたが、できていない。淀川流域委員会でもやろうとしましたが、最終的には結論が出ていない。この考え方を地域でやろうとしているのが、水循環基本法です。みんなそう思っているのですが、この考え方は縦割りではできません。地域で、総合的かつ地域主権的にやる必要があります。だから、水循環基本法ができないと実現しないのです。秀吉のように腕力で、宇治川をへし曲げて洪水を押し込めるということをしたなら、ひじょうに不自然で、脆い地域になってしまいます。

桂離宮

は、柳に風、まさに柔構造です。そして自然を受け入れて、結果的にたたかな構造にする。どちらがいいでしょう。

明治以来、腕力でやろうとしてきたのです。近代土木技術でやってきたのです。もう一度、図・7の右の考え方を取り入れるべきです。今までは、地震対策も剛構造でした。しかし、やはりそれでは、耐えられない、限界があるということ、柔構造に転換

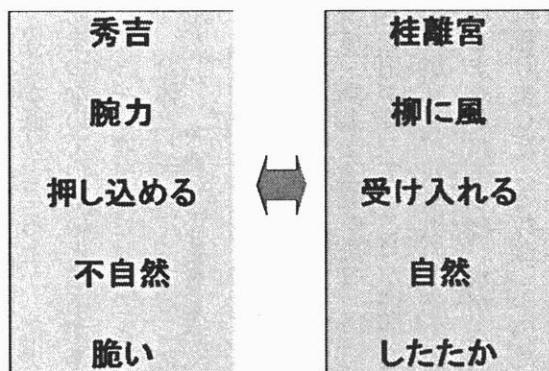


図-7

してきているじゃないですか。洪水対策でも、同じように根本的に見直さなければいけないと私は思っています。

川を排水路にしない

今年あるいは来年、すぐに必要なことは水防活動であり、避難体制の充実です。緊急的には今の堤防を強化する必要があります。そして、長期的には、流域貯留と土地利用計画を含めた流域治水、これが、これからの治水の考え方で、淀川流域委員会がずっと言い続けてきたことです(図・8)。洪水を早く川に押し込めて、早く流そうとしてきた結果、堤防で川と地域が分断され、川は排水路になってしまったわけです。地域と川が連続していれば自然も残ります。しかし、できるだけたくさん川に水を集めて、一気に流そうとすれば川は排水路になってしまいます。もともと、図・9の上のように水かさが上がったら浸かるけれども、水が引いたら川原になるというのが川だったので

長期

流域貯留

土地利用

緊急

堤防強化

今出水期

水防活動

避難体制

図-8

す。川と

言うのは、

変るから

川なので

す。変わ

らなくな

ったら川

じゃない

のですよ。

排水路に

なっして

まった結

果、カワ

ラサイコ

ヤカワラ

ナデシコ

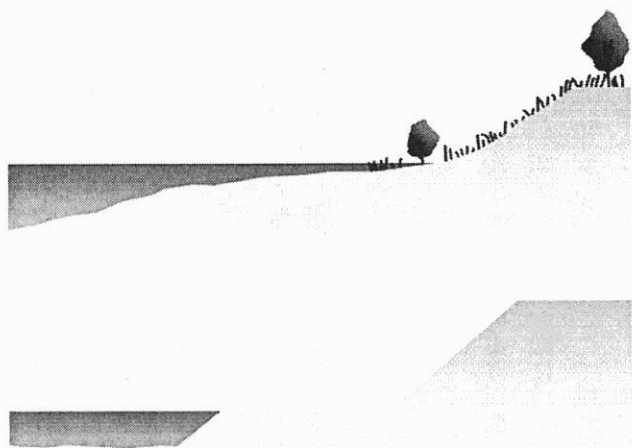
など川原でしか生息できないような草花がいなくなってしまう。高槻の鶴殿には、有数の葦原があつて、平安時代から、ここで採れた葦でしか雅楽の箏篋（ひちりき）のリードは作りません。

この葦原が、まさに川じゃなくなつてきて、葦群落が衰退しています。淀川のシンボルであるイタセンパラも、私が淀川の事務所長のときには赤ちゃんがいきましたが、この四年間イタセンパラは一匹もいません。淀川では絶滅したといわれています。アユモドキという魚も淀川水系にいっぱいしました。しかし、少し前にかろうじて亀岡に残るだけになり、それがいま絶滅しています。こういう本来の固有種がどんどんなくなっています。川に洪水を集めて早く流そうとすることは、私たち住民にとつても極めて脆い構造を作り出しています。川は生き物たちにとっては、生息環境が破壊されてきたといえます。

もう後戻りできないのか

目先の利便性、安全性、快適性を求め、力づくで、川を変えてきたのですが、今度はもう一度私たちの住み方、生き方、地域の姿を変えていって、そのなかでたたかな川との関係を作っていくことが重要であると思っています。これまでと一八

○度違います。そういうことを言うと、「もうこんなに川の周りに家が張り付いていて、後戻りなんてできませんよ」という人がいます。その時に私が言うのが信長の



図一 9 排水路化した河川

人間五〇年下天のうちを比ぶれば

夢幻のごとくなり

です。仏の悠久の時間を考えれば、人間界の五〇年なんてほんの夢幻のようなものだと言っているわけです。

私たちが、今この川の周りにいっぱい街をつくり、不自然な地域をつくったのは、たかだか五〇年、六〇年のことじゃないですか。私たちの小さいころは、川の周りにたくさん田んぼや湿地があって、そこに生き物がいたのです。我々の祖先は水や周りの環境と千年、二千年と暮らしてきたわけです。それをつぶしてきたのは、信長が言っているわずか五〇年、六〇年のことに過ぎないのです。それを今さら後戻りできないというのはないと思います。後戻りしなくても、変えなくても問題なければいいですが、必ず、どこかで大しっぱ返しを食います。私たちが死んだあと、子や孫の代になって、災害が起きたら、「あんたたち何やってきたんや」と言われます。私はそれが問題だと思っています。例えば、今は干拓されていますが、

六十数年前には京都の南に広大な巨椋池があつたのです。私は、後戻りできないなんということはおかしいと思います。みんな我々人間がやってきたことです。

国交省が言う大戸川ダム必要性

淀川の流域員会でダムの問題が議論されたのですが、その典型が大戸川ダムです。大戸川は、宇治川の支川です。このダムは大阪府、京都府の水道用水確保と、洪水調節、発電を目的としていました。私が、工事事務所長や近畿地建の河川部長をやっているときに、説明責任を果たせなかったら作れないのだから、説明責任を果たそう、何でこれがあるのだという議論をしようとしていました。そのうちに、水需要がないから水道はいらないということになり、発電も不要となりました。そして、議論すればするほど、洪水調節の効果がめちやめちや小さい。必要性を説明できないということで、二〇〇五年七月に大戸川ダムの中止を発表しました。

ところが、それから二年たつて、大戸川ダムが復活し、第三次の流域員会に議案として出されました。その時、私が流域委員会の委員長をしていたものですから、ずいぶん振り回されました。国交省は、京都、大阪の知事にこんな説明をしています。大戸川ダムがないときには淀川左右岸で大氾濫をおこして、十九兆四八〇〇億円の大被害が発生するが、このダムがあれば全く被害が出ません。こういう説明をして、十九兆も被害が少なくなるなら千億円ぐらいのダムを造つてもいいと思わせるようにしています。ところが、ある時、ない時で、特定の洪水で、しかも三時間の間、十七センチメートル水位が下がるだけなのです。これを知つて、なるほど必要だと思ふ人がいるでしょう。普通の感覚ではないと思います。からくりはこういうことなのです。計画高水位までは堤防を補強しますが、それを超えた部分は補強しません。だから、一センチメートルでも超えたら、堤防は壊れますというのが理由です。一センチメートルでも超えたら破堤するのなら、もう

少し上まで補強したらいいじゃないかと誰でも思いますよね。それをやったらどうだと言っているのですが、それをやるとこれまでの一センチメートルでも超えたら危ないからと言っていた理屈が飛んでしまう。知事さんたちも流域委員会という議論しているから、自分たちでお考えになって、二〇〇八年一月に大戸川ダムはいらないと表明しました。

地域から最も離れたところで

決定されるシステム

川の問題、ダムの問題、水質や水環境の問題、これらは全部地域の問題なのです。地域の問題を地域から一番離れていて、痛みもわからない霞が関が決めている今のシステムが問題なのです。これは、治水や環境問題だけでなく、年金、医療、全部に当てはまります。これは私の反省から言っているのです。長良川河口堰も机の上だけで勉強して、あたかも長良川のことを知っているような顔をして説明してきました。しかし、現場に来て

初めて何も分らなかったことが分かったというのがひとつの反省点です。

もうひとつ私に決定的な反省を与えてくれたのは、岡山県の苦田ダムです。ここへ三年間、事務所長で行きましたが、ここへ行ったことで私の人生は変わったと思っています。水没戸数は五〇〇戸、もともと村をあげての反対です。しかし、私が行った時には、四三〇戸がもうしょうがない、もう疲れたと言って移転の交渉に応じていました。あと七〇戸は絶対反対です。絶対反対の看板やのぼりとともに、交渉に応じようという村の人が出した「ダム建設銭次第」という看板もありました。

私がここに行く前、本省の課長補佐をやっていた、全国のダムの計画策定をやっていました。県や地建からでくる資料を机の上でマニュアルを片手にダム計画が○か×かということをやっていました。それなりの権限もあつて、ダムのこともよくわかっていると思っていました。ところが、苦田ダムへ行ってみたら、村のなかの人間関係は、親兄弟、親戚関係を含めてめっちゃめっちゃで、悲惨

な状況でした。ここへ行つて、ダムというのはこういうことだったのか、ダムを造るということはその水没住民に対してこんなにも苦しみを与えているのかということが初めて分かりました。それまでは、本省の机の上で、計算書、写真、地図、そしてマニュアルを見て審査してきたにもかかわらず、ダムのことを何もわからずにやってきたのだということに気付かされました。霞が関で、現場から一番離れて、現場の痛みを分らない者が決めているところがあるところが、大きな問題だと思っています。

二〇〇九年の二月にテレビ局の人と一緒に完成した苦田ダムへ行きました。きれいな湖でした。感想を聞かれましたが、感想なんて言えません。ダムの底に五〇〇戸、二千名以上の方が住んでおられたのです。絶対反対だった彼らが、怒つて、憤つて、最後は諦めて、そして全員この地域を泣いて出ていったのです。そういう人たちのことを少しでも感じたものですから、きれいな湖だと、か立派になりましたなどとは絶対に言えません。

ダムというのは効果もあるけれど、マイナスも大きく、ダムを造るにしてもやめるにしても、ほんとに自分の全人格をかけ、水没住民の人たちに匹敵するぐらい悩みに悩んで、要るのか要らないのかを判断するものだと思います。こういう計画があります、コンピュータで計算したらこれだけ水が足りません、だからやります、というぐらいの説明で、いるか要らないかを決めるといふのはおかしいと思います。今の役人はあまりにも簡単にダムのことを考え過ぎていると思います。

治水の考え方の見直し

新しい政権になって、いくつかのダムを凍結するということになっています。これから、見直しの議論も始まるのでしょうか。しかし、事業仕分けではないですが、机の上で、資料を見て、霞が関の部屋のなかで、判断するようなことは絶対してほしくありません。それぞれ、歴史も経緯も川の状態も違うのです。

今、国交省は治水の考え方を見直そうとしてい

ます。前原大臣は、さっき言ったような流域治水、堤防強化について、基本的に考えは同じだと言っています。具体的にどうやっていくのか、そして、ダムの見直しをどういう仕組みでやっていくのか、まだ全然見えません。

治水の考え方の見直しに関連して、水循環基本法の動きがあり、そして淀川流域の知事さんたちは流域自治会議というのを立ち上げようとしています。これはまさに、治水の考え方の見直しを期待しているのだけれど、国交省の結論を待っているのではなしに、自分たちで何ができるのかというのを三府県知事がやって行こうとしているのです。私はこれらがうまく組み合わさって行ったら、何らかの方向性が見えてくるのではないかと思います。

子供や孫の世代のために

この写真は、昭和三〇年代の木津川です。背景は石清水八幡宮の男山です。木津川にはいくつもの水泳場がありました。私は幼稚園に行くか行か

ない頃、おやじに連れられて行って、木津川のきれいな白い砂が流れているのを見た感動を今でも覚えています。しかし、私の子供や孫にこの体験をさせられません。これは、木津川が悪いのではありません。木津川でこんな体験ができないように汚したのは、私たちの世代なのです。私たちの世代は、小さい頃、このような自然もあって、そのなかで遊んで、感動もして育ってきました。

しかしその後、経済主義、効率主義ということで自然を破壊してきて、ひじょうに脆い地域をつくってきたわけです。経済的に豊かになった、もう後戻りできませんと言って、後はこのまま、子供や孫にバトンタッチというのではないじゃないですか。絶対成仏できないと思います。少なくとも、私たちがやってきたことをもう一度見直して、それで再修正ができないにしても、この方向にもう一度方向転換するよ、方向転換するところまでは、この世代でやるよということにしてから、子供や孫に引き継ぐよということをしていく必要があると思っています。

水循環基本法も、もう一度流域で治水を見直そうという動きも同じ方向ではないかと思えます。

最後に私が思っているのは、「私たちの世代はもういい、子供や孫のために何ができるか」

ということだと思います。これを考えて、動きませんか。

自分たちのためにと思うから、それぞれ利害があつてまとまらないのです。一度、自分たちはもういい、子供と孫のために我々いつたい何ができるのか、何が残せるのかを考えたら、何か出来てくるのではないかと思っています。

そして何よりも桶です。私はこれまで、ダムという巨大な水を貯める施設をつくってきました。桶も水を貯めるのです。大きなダムから、小さな桶に変わるということで、私の人格も変わっていくと思うのです。二〇年後には、桶づくりの人間国宝になって、また皆さんにご報告したいと思えます。

(二〇〇九年十一月二八日)



昭和 30 年代の木津川